

文教大学学業成績優秀者奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学（以下「本学」という。）に在籍する学生で成績優秀な学生に対し奨励金を支給し、当該学生の修学を支援することを目的とする。

(奨励金の定義)

第2条 奨励金は、本学の毎年度予算中の奨学費及び特定寄付金をもってこれに充て、受給対象者へ給付するものとする。

第3条 奨励金の適用は、採用年度限りとする。

(受給資格者)

第4条 奨励金の給付を受ける資格を有する者は、本学の学部 に在籍し、本学において前年度の成績評価を受けた学生とする。

2 研究生、委託生、聴講生、専攻科生及び科目等履修生については、この規程を適用しない。

(選考基準)

第5条 受給者の選考基準は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 各学科・課程の各学年から、前年度の成績評価においてG P Aの値が最上位の者1人とする。ただし、学校教育課程にあっては、各学年の最上位から2人とする。

(2) 前号において、G P Aの値が同じ者が複数いた場合は、前年度の修得単位数が多い者を上位とする。なお、G P A及び修得単位数とも同じだった場合は、複数を最上位者とする。

(3) 前年度までに別に定める当該学年の標準修得単位数以上を修得していること。

(奨励金の給付額)

第6条 奨励金の給付額は、年間授業料の15%以内を上限とし、毎年度、学生委員会で給付額を決定する。

(受給者の決定手続き)

第7条 受給候補者の選考は、学生委員会が行う。

2 学生委員会は、資料を審査し、奨励金の受給対象者を選出する。

3 学生委員会は、当該対象者に対し、対象者になった旨を通知し、奨励金給付を希望する者から、奨励金給付申出書を受理し、受給候補者を決定する。

4 学生委員会は、受給候補者を各学部教授会で報告し、学生委員長から学長に報告する。

5 学長は、前項の報告を受け、受給者を決定する。

(奨励金の支給)

第8条 受給者に決定した学生には、学長が採用決定通知を交付し、奨励金を支給する。

(資格喪失)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を失うものとする。

(1) 退学、休学した場合

(2) 学業成績、学習態度又は生活態度が、不良と認められる場合

(3) 疾病などのため学業の継続が、望めなくなった場合

(4) その他学則に違反し、又は奨励金受給者として不適当と認める行為があった場合

(奨励金の返還)

第10条 前条により受給者としての資格を喪失した場合は、奨励金の返還を求めることができるものとする。

2 返還金額は、資格喪失時期にかかわらず、支給金額全額とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年度に入学した学生から適用する。